

令和2年第7回教育委員会会議記録

令和2年4月23日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 協議第1号 八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第1号 八雲町社会教育委員の委嘱について
日程第 4 議案第2号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
日程第 5 議案第3号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
日程第 6 議案第4号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 8 報告第1号 八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について
日程第 9 報告第2号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
日程第 10 報告第3号 令和元年度教職員の交通事故・違反発生状況について
日程第 11 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	福 田 浩 子

◎欠席者

委 員	神 原 伸 哉
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟

社会教育課長	佐藤真理子
図書館管理係長	笹田幸男
体育課長	三坂亮司
学校給食センター所長	金浜ゆかり

【開会 午後3時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和2年第7回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和2年第7回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 協議第1号

○教育長 日程第2 協議第1号「八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 協議第1号八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、協議を行うものであります。議案書1ページになります。

この度の改正は、現在改築工事が進んでいる新給食センターの供用開始に伴い、給食センター設置条例規定の施設の位置を改正するものであります。議案書2ページをお開き願います。

改正箇所は、名称及び位置第2条のうち、位置を現行の東雲町33番地から内浦町237番地24に改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和2年8月1日から施行するものでございます。

以上、協議第1号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第1号は協議済みとします。

◎日程第3 議案第1号

○教育長 日程第3 議案第1号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第1号八雲町社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員であります。

社会教育委員の定数は、条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在15名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付教職員の人事異動により2名の欠員が生じたことから、改めて2名の方を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする方は、学校教育の関係者として熊石中学校長の小林智晴氏、東野小学校教頭の佐藤浩二氏の2名で、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定により、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和3年9月30日までとなります。

以上で、議案第1号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第2号

○教育長 日程第4 議案第2号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第2号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書4ページをお開き下さい。

本件は、令和元年10月1日から任命しておりました委員1名について、4月1日付人事異動により欠員が生じたことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第31条では、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるため、スポーツ推進審議会を置くことができることとなっており、八雲町スポーツ推進

審議条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとしており、現在5名を任命しております。

この度欠員となったのは、児童・生徒スポーツ振興の関係者として中学校体育連盟から任命している委員について、同連盟から任命するものです。

任命する委員は、昭和39年5月6日生まれの浦田慎一氏、55歳です。

浦田氏は、八雲中学校長で4月1日付人事異動に伴う八雲町校長会人事により、八雲町中体連理事長に就任したことから任命するものです。

任期は、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの、前任者の残任期間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○教育長 日程第5 議案第3号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命について、説明いたします。議案書5ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命すると定められており、この度、議案書記載のとおり落部中学校区の対象校から14人、野田生中学校区の対象校から12人、八雲中学校区の対象校から14人、熊石中学校区の対象校から14人の合計54人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第3号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第4号

○教育長 日程第6 議案第4号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案4号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。
議案書8ページをご覧ください。

本件は、令和元年10月1日から委嘱しておりましたスポーツ推進委員について、学校関係から委嘱していた1名が、4月1日付教職員人事異動により欠員が生じたことから、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなり、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員1名を委嘱するものです。

この度委嘱する委員は、落部中学校教諭木村久子氏で、昭和59年10月5日生まれの35歳です。

前任者が人事異動により欠員となったため、前任者が所属していた落部中学校区から選出することとし、学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は令和2年4月1日から令和3年9月30日までの、前任者残任期間となっております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号

○教育長 日程第7 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。議案

書9ページをお開きください。

本件は4月24日開催予定の第3回八雲町議会臨時会に提案する令和2年度教育費補正予算について、第6回教育委員会会議におきまして、補正予算要求案について概要を説明し、ご協議いただいたところではありますが、過日査定結果が内示されました。内示どおりに議案を作成することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八雲町長からの意見聴取について意見がない旨申し出ることを専決処分いたしましたので、これについて承認を求めるものです。

査定結果については、議案書11ページになります。一般会計補正予算要求内容については、第6回会議でご協議いただいた内容と変更がなく、10款教育費4項社会教育費3目図書館費14節工事請負費、八雲町立図書館2階視聴覚ホールの空調設備改修工事請負費で要求額と同額の766万5千円でございます。

以上、議案第5号専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、専決規程の一部を改正するもので、改正前につきましては、規程の中の第2条で専決を定めてございますが、これまでは熊石教育事務所長につきましては、第5号から第7号を専決できない規定となっておりましたが、この度の改正後は、熊石教育事務所についても第5号から第7号までの規定を専決できることとするための改正でございます。

なお、附則としてこの訓令は、令和2年4月1日から施行することとしています。

以上、報告第1号八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 日程第9 報告第2号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命について、ご説明いたします。議案書14ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の附属機関として八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1号委員関係行政機関の職員から任命した者3名、第2号委員学識経験者から任命した者8名の計11名の委員で構成している協議会です。

この条例第2条1号に規定する関係行政機関の職員について、田中前教育長の退任により土井寿彦教育長が4月1日に就任しておりますので、土井教育長に在職期間を任期として任命いたしました。同じく第2号に規定する学識経験者から任命された委員について、前八雲高等学校長が退職されたため、後任として同じく八雲高等学校菅原雅之校長を4月1日付けで任命しました。任期は、前任者の残任期間となり令和3年11月16日までとなります。

以上で、報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済といたします。

◎日程第10 報告第3号

○教育長 日程第10 「報告第3号令和元年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号令和元年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明を申し上げます。議案書15ページからになります。

令和元年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものであります。

16ページの一覧表をご覧ください。令和元年度は、記載のとおり17件の違反・事故が発生しております。物損事故が6件、もらい事故による人身事故が1件、交通違反が10件発生しております。違反の内訳は、30キロ未満の速度超過が6件、一時不停止が3件、免許証不携帯が1件となっており、戒告処分を受ける違反はありませんでした。

平成30年度の違反は10件でありましたので、違反件数は前年度と同数となっております。

毎月の校長会・教頭会において交通事故・違反状況を報告し、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員への指導の徹底を指示しておりますが、今後も教育委員会として指導を継続し、違反・事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第3号令和元年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 毎年この時期、教職員の交通事故・違反の報告がありますけれども、件数としては、年を追うごとに減少しているのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 平成29年度の違反につきましては12件、平成30年度につきましては先ほど説明させていただいたとおり違反10件、令和元年度も10件ということでしたので、多少減ってはいますが、だいたい毎年同じような件数が発生してございますし、検挙される場所につきましても、同じような場所で検挙されているという実態がございます。校長会・教頭会ではそういった検挙が頻繁に行われている場所もお伝えしながら安全運転について、指導を徹底しているところでございます。

平成29年度については、最終的に12件の違反だったのですが、違反発生時期が夏季休業中に集中しまして、そういった多発する時期については、その都度注意喚起を促し、また、臨時の校長会を開催して取組を徹底するよう指導している状況にもございます。以上です。

○教育長 平成30年度も令和元年度も違反は10件、事故が7件ということですね。よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 参考までに番号9と番号10違反は、同一人物でしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 松永委員ご指摘のとおり、一時不停止で検挙された際に免許不携帯が判明した事案となっております。

○教育長 一時不停止3件は、同じような場所だったのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 このうち2件については、同じ場所で発生してございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第 1 1 その他

○教育長 日程第 1 5 その他ですが、事務局から何かありますか。
(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和 2 年第 7 回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午後 3 時 2 6 分】